

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年9月11日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

児童相談所は、自立可能な〇〇歳の娘である本児に対して、不当に長期の一時保護を行ない、外部との通信手段を奪うなど、本児の人権を無視している。

本件処分についての説明は、不明確である。養育に不適切な環境があったのか、疑問である。

児童相談所は、本児が学校に行きたいと言っているのにもかかわらず、通学を認めず、本児の教育を受ける権利を奪っており、また、本

児を家庭に戻したいなどの請求人の気持ちを無視し、母子分離を必要以上に伸ばしている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年1月7日	諮問
平成31年2月19日	審議（第30回第4部会）
平成31年3月20日	審議（第31回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童虐待防止法

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）2条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいうと規定し、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、（途中略）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）等の行為を掲げ、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めている（3条）。

そして、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならないとし、同通告を法25条の規定による通告とみなす（6条1項及び2項）とした上で、

児童相談所が、同通告を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法 33 条 1 項の規定により一時保護を行うものとする旨を定めている(8 条 2 項)。

イ 「子ども虐待対応の手引き(平成 25 年 8 月改正版)」(平成 25 年 8 月 23 日付雇児総発 0823 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙) 第 1 章・1・(2)によれば、児童虐待防止法 2 条 4 号の行為は「心理的虐待」と定義され、「ことばによる脅かし、脅迫など。」「子どもの心を傷つけることを繰り返すこと。」「他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする。」などがこれに該当するとしている。

(2) 児童福祉法

ア 法 25 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。そして、法 26 条 1 項は、児童相談所長は、法 25 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定している。

イ 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保

し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

なお、一時保護の要件が、「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となると解されている（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）。

また、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

- (3)ア 「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第5章（一時保護）によれば、「虐待等を受けた子どもの一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」（後記イの通知）に定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」…及び「子ども虐待対応の手引き」第5章「一時保護」を参照し、子どもの安全確保を

最優先とした適切な対応を行うこと。一時保護の決定に当たっては、「子ども虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。」としている。

イ 「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別添)Ⅱ・2の「(2)一時保護の機能」によれば、「一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。」とした上で、「緊急保護を行う必要がある場合」について、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合(中略)」などがこれに当たるとし、「アセスメントのための一時保護」は、「適切かつ具体的な援助指針(援助方針)を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う」必要がある場合に一時保護を行うとしている。

(4) なお、上記(1)・イ並びに(3)・ア及びイの各通知はいずれも、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解される。

2 これを本件についてみると、処分庁は、本児について、請求人による虐待があった旨の本件通告を受け、本児の一時保護を決定した上で、本件弁護士及び本児からの聞き取りにより、本児が請求人から、心理的虐待を受けた事実を確認していることが認められる。

そうすると、処分庁が、本児の安全を迅速に確保し適切な保護を図るとともに、本児の心身の状況、その置かれている養育環境その他の状況を把握し、必要に応じた支援と調整を行うために、一時保護の必要性があると判断し、法33条の規定に基づき本児を一時保護したことについて、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、本件処分による本児の一時保護後の経過及び東京家庭裁判所に対する一時保護の延長の審判申立ての手續を含め、いずれも違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記第3のことから、本件処分が違法、不当であると主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに基づき適正になされたものと認められることは上記2のとおりであって、また、本児の請求人との関係から、家に帰りたくないとの意思なども明確であることが認められるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手續の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手續、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美